

## 野外活動における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

知らないうちに、拡めちゃうから。



**STOP!**  
**感染拡大**  
**— COVID-19 —**

厚生労働省HPから



令和4年7月

認定 NPO 法人大東市青少年協会

## 目次

I	新型コロナウイルス感染症を防ぐための基本的な対策	1
II	発熱等かぜ症状が確認された幼児児童生徒を監護する際の感染予防対策	2
III	消毒液を使った清掃の実施	3
IV	参加者及びスタッフに感染者が判明した場合の対応	3
V	活動における留意事項	4
VI	一般利用者における新型コロナウイルス感染症対策について	6
VII	主催・自主事業参加対象者への取り組み	8
VIII	スタッフに係る対応等	9
IX	感染症流行期におけるスタッフのメンタルヘルスについて	11
X	関係各所連絡先	11

## I. 新型コロナウイルス感染症を防ぐための基本的な対策

### A 基本的な感染症対策（感染経路を絶つこと・抵抗力を高めること）

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染し、閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。そのため、「感染経路を絶つ」には、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切である。そのためには、参加者やリーダーには、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

【各自に必要な持ち物】清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等

**\* 感染の種類**

**飛沫感染：**感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

**接触感染：**感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。



厚生労働省HPから

#### (1) 手洗いの徹底

接触感染の仕組みについて参加者に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。

- ・集合したら、まず手指の消毒（可能であれば手洗い）を行うよう指導すること。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から本館に入るときやトイレの後、食事の前後、掃除の後、共有のものに触ったときなど、こまめに手を洗うこと。また、うがいについても、必要に応じて行うこと。
- ・手洗いは30秒程度かけて、流水と石けんで丁寧に洗うこと。
- ・手洗いの際、手を拭くタオルやハンカチ等は清潔なものを個人持ちとして共用はしないこと。
- ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものなので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導すること。ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することが考えられる。保護者等が、参加者に消毒液の持参を希望する場合を含め、消毒液の適切な使用方法に関する指導を行うこと。
- ・石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行うこと。



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌. 80:496-500(2006)

## 手洗いの6つのタイミング



### (2) 咳エチケット

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえるなど咳エチケットに留意する。

### (3) 消毒

### (4) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び、「バランスの取れた食事」、及び「生活リズムを整える」を普段から心がけ、日々疲れを残さない生活を送るよう指導する必要がある。

## B 活動中のマスクの取り扱いについて

熱中症対策などで、マスクを外す機会が増えることを踏まえ、マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布、マスクケース等に置くなどして清潔に保つこと。

## II. 発熱等かぜ症状が確認された参加者を医務室で看護する際の感染予防対策

スタッフが、キャンプ参加後に発熱・風邪等の症状がみられる参加者を、保護者等に安全に引き渡すまで別室で看護する際は、次の点に留意し、感染予防対策を徹底すること。

- ・リーダーには看護をさせない。
- ・スタッフ（看護担当者）については、保護具の使い方や看護の手順などをあらかじめ習熟しておくこと。
- ・医務室は、十分な換気を確保するとともに、要看護対象者と看護担当者の区域を明確に区分けすること。また、要看護対象者が複数の場合は、それぞれの動線を別にし、互いに接触しないようにすること。
- ・看護担当者が、要看護対象者に対応する場合等は、マスク、フェイスシールド、メガネ、手袋、エプロン、ガウン（ポリ袋で手作りしたもので代用可）等の保護具を着用すること。看護担当者が1名で、複数の要看護対象者を看護する場合は、対象者ごとに保護具を取り換え、手指の消毒を行うこと。
- ・体温計（使用毎に消毒）、消毒液、ペーパータオル、ゴミ袋等を用意するとともに、要看護対象者を横になって休ませる場合は、シーツを取り換えること。
- ・要看護対象者の医務室滞在時の状態は、怪我報告書等に必ず記録することとし、保護者に引き渡す際には、その状況を適宜説明すること。
- ・必ず要看護対象者が使用した区域の消毒と寝具等の交換を行い、十分換気を行ってから次の使用に供すること。また、看護に使用したフェイスシールドは、毎回消毒液で清拭すること。

### Ⅲ. 消毒液を使った清掃の実施

野外テーブル・自炊場・シャワー室・館内各所・事務所・医務室など参加者やスタッフが利用する場所のうち、特に多くの参加者やスタッフが手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は、1日に1回以上、ペーパータオル等に十分に消毒液（0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液や一部の界面活性剤を含む家庭用洗剤等）を含ませて清掃を行うこと。濡れている場合は、水分を十分に拭き取った後に、消毒を行うこと。また、トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄すること。

※ スプレーボトルでの噴霧は、ウイルス飛散のおそれがあるので、行わない。

また、場内の消毒すべき場所を、p15「消毒すべき箇所」を参考に、1日1回以上消毒する箇所と使用状況等に応じて消毒する箇所に分けてリストアップし、消毒の実施状況についても適切に管理すること。消毒を行う際は、十分に換気を行うこと。また、消毒作業中に、目、鼻、口、傷口などを触らないようにすること。なお、消毒に使用する消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）及び手袋等の防護具が不足している場合は購入すること。

#### （1）エタノール（アルコール）を使用した消毒

- ・エタノールをペーパータオル等に含ませ、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させること。
- ・揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ、熱を持った調理機器、実験器具等への直接の噴霧は故障や引火の原因となるので注意すること。
- ・エタノール（アルコール）の使用は、イスラム教信者の中には宗教上禁止（ハラーム）とされている場合があるので、使用に際しては配慮すること。

#### （2）次亜塩素酸水について

- ・「次亜塩素酸水」は、次亜塩素酸ナトリウム液とは異なるものであり、新型コロナウイルスに対する有効性については現在検証中とされていることから、現時点では消毒目的で使用しないこと。仮に有効性が確認されても、実際に代替消毒手法として活用するにあたっては、適正な使用方法への配慮について、十分に留意する必要があるので、注意すること。

#### （参考）消毒の方法等について

	消毒用エタノール	次亜塩素酸ナトリウム消毒液	一部の界面活性剤*
使用方法	・消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる	・0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起す場合があるため) ・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用	【住宅・家具用洗剤】 ・製品に記載された使用方法どおりに使用 【台所用洗剤】 ・布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする ・引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける ・換気を充分に行う	・必ず手袋を使用（ラテックスアレルギーに注意） ・色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 ・換気を充分に行う ・噴霧は絶対にしない ・児童生徒等には扱わない	・パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」 (p83 参照)

### Ⅳ. 参加者及びスタッフに感染者が判明した場合の対応

参加者及びスタッフに、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、すみやかに市に報告し対応する。

#### ① 生涯学習課との連携

・日々のスタッフや参加者の健康管理等については、生涯学習課との連携が重要なため、適宜、情報共有を図る。

・また、新型コロナウイルス感染症に係る対応は、次に示す場合は、生涯学習担当に必ず報告すること。

#### ◎保護者等から、次の(a)～(b)に該当する報告があった場合

- (a) 参加者本人が、事業の影響で新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合。
- (b) 参加者本人が、事業の影響で濃厚接触者と認定された場合

## ② 保健福祉センター等、関係機関との迅速な連携

・参加者及びスタッフに感染者が判明した場合、保健福祉センターと速やかに連携することとし、センター内の消毒を始め、専門的な内容について助言を受けられるようにする等、それぞれの対応を遺漏なく実施する。

## ③ 保護者や育成者への周知

・全保護者等に対し、メール等により可及的速やかに、当センターにおいて感染者が出た旨と、留意事項、問い合わせ先等を周知する。

## ③ センターの消毒対応

・参加者及びスタッフに感染者が判明した場合の消毒にあたっては、当該参加者及びスタッフの接触（可能性を含む）箇所を、次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）等を用いて清拭消毒するにあたり、はじめに汚染区域を設定し、同区域内への関係者以外立ち入り禁止にする等、作業時の安全確保と汚染を広げないよう留意する。

・消毒作業は、十分な換気のもとで、風上から風下へ、上から下へ方向でふき取りをする。特に、発病者の席を中心とした半径2mの範囲は汚染度が高いので汚染を拡げないように、注意して念入りに消毒洗浄する。

・消毒作業にあたるスタッフは、マスク・手袋のほか、エプロン・ガウン等の保護着の着用が望ましい。作業終了後は、靴底部を消毒洗浄し、保護着等は汚染した外側を触らないように内側に丸めながら脱ぎ、汚染物は新型コロナウイルス感染専用とし二重にしたビニール袋に廃棄し密封する。

・また、どこを、どのように消毒するか等、専門的な内容については、感染症の発生報告にあわせて、管轄する保健福祉センター等に相談すること。

## V. 活動における留意事項

### (1) 集合解散

集合解散時には、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要である。

・集合場所までに公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する、降車後（または集合場所到着後）は速やかに手洗いや消毒等、接触感染対策などの基本的対策を行う。

・集合解散時については、受付時や集合場所出入口での密集が起こらないようにする。

・全体集合時に密接とならないよう指導する。

・検温を行い37.5℃以上の参加者がいる場合は速やかに帰宅してもらう。

・マスク持参の確認をすること。

・健康チェックカードを確認し参加当日の健康状態を確認する。疑問点がある場合は速やかに保護者等に確認し状況を把握する。

・グループリーダーやスタッフなど進行する者はマスクを着用する。

・保護者等の前でp1～2「手洗いについて」「咳エチケット」の諸注意をすること。

### (2) ハイキング・ナイトハイク

ハイキング時には、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要である。

・ハイキング中については、休憩場所やセンター出入口での密集が起こらないようにする。

・ハイキング中に密接とならないよう指導する。

・夏季の気温と湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、ハイキング時に人と十分な距離が確保できる場合には、マスクを外すよう指導する。

・班ごとに間隔を空けてのグループ登山をする。

### (3) 入退所式

・入所した班から手洗いをすること。

### (4) 自炊

飯盒炊さんはグループワークを行う上で重要である一方、共同作業を伴うことが多いので、共用の物品等を用いた後は必ず石鹸を使用して手洗いをすること。以下のような工夫や指導が必要となる。

・熱中症のリスクがあるため火付け係はマスクは着用しないが大声は出さないよう指導すること。

・食材を使用する飯ごう、包丁係は基本的にはマスク着用とする。

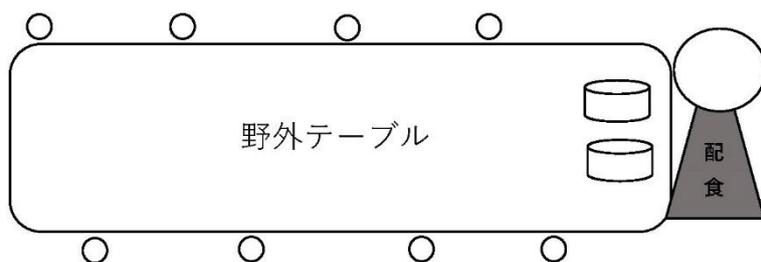
・活動後はすみやかに手洗いをすること。

### (5) 配食・食事

配食については以下の点に留意し、衛生管理を徹底した上で行う。

- ・配食を行うリーダーやスタッフは、下痢・発熱・腹痛・嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、配食可能であるかを点検し、適切でないと思われる場合は配食係を交代するなどの対応をとること。
- ・配食を行う場合は必ずマスクを着用すること。
- ・配食は各個人で行わず、健康状態を確認したグループリーダー及びスタッフが行う。おかわり等の配食もリーダーやスタッフが行うこと。
- ・グループリーダーやスタッフはもとより食事の前後に石鹸を用いた手洗いを徹底すること。
- ・喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう参加者同士が直接向かい合わせにならないように工夫すること。

#### 【配食例 野外テーブル等】



### (8) シャワーと更衣

- ・シャワーの利用については時間を区切るなどにより、可能な限り密集にならないよう工夫する。
- ・不必要な会話や発声を行わないように指導する。
- ・ドアノブなど参加者が触れる箇所は小まめに消毒する。
- ・シャワー室や更衣場所は可能な限り換気をするとともに換気扇やサーキュレーター等も活用するなど、十分な換気に努める。

### (7) 就寝

就寝時には、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要である。

- ・集会室利用時に密接とならないよう指導すること。
- ・就寝前に検温と参加者の体調確認を行い、p12「87」に記入する。
- ・グループリーダーやスタッフなど寝かしつけをする者はマスクを着用する。
- ・班ごとに就寝する。
- ・活動人数に応じて、参加者同士の間隔が、1人あたり2㎡程度を確保すること。ただし低学年やホームシックにより間隔を空けての就寝が不可能な場合はリーダー及びスタッフが臨機応変に対応すること。
- ・就寝時は2方向以上の窓を解放する等、十分な換気を行うこと。なお空調が必要で、解放が難しい場合は、2時間に1回以上窓を開けサーキュレーターや扇風機等を活用し5分程度の換気を行うこと。

### (8) 起床

- ・起床時に検温と参加者の体調確認を行い、p12「事業用健康観察記録」に記入すること。

### (9) 清掃活動

清掃活動は、参加者のグループワークを促す上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いることになるので、掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをすること。

机やイスの水拭き、掃き掃除など、日常的な清掃活動（界面活性剤を含む洗剤の使用も可）は参加者に実施させても構わない。清掃活動を行う際には、換気のよい状況で行うように徹底すること。なお、トイレ清掃を参加者にさせる際には、清掃中に、特に便器付近で水しぶきの飛び散ることがないように指導したうえで、掃除方法を工夫すること。また、掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをすること。

### (10) 活動環境への配慮

共用物の使用にあたっては、接触感染の防止の観点から、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。

## VI. 一般利用者における新型コロナウイルス感染症対策について

一般利用者（見学・駐車場のみの利用者も含む）に対しては6月1日から以下の通りの対策を実施している。

### （1）一般利用者への取り組み

- ・全利用者が入所時に検温を行うこと。
- ・入所前の検温と入所時のマスク着用に協力するようご案内すること。
- ・入所時に大阪コロナ追跡システムに加入すること。
- ・場内では利用者同士での接触はなるべく避け、対人距離を1m以上確保すること。

### （2）施設管理運営

- ・スタッフはマスクを着用すること。
- ・場内各所に消毒液を設置すること。
- ・p15「消毒すべき箇所の例」に基づきスタッフが定期的に消毒を行うこと。

### （3）掲示物・配布物

- ・p7「新型コロナウイルス感染予防の取り組み」「大阪コロナ追跡システム」を受付窓口と入場門に設置すること。
- ・宿泊施設及び館内など密が発生するリスクが高い場所にはp7「3つの密を避けるための手引き」「令和2年度熱中症予防行動」を各所に掲示すること。
- ・入所時受付でp7「新型コロナウイルス感染予防の取り組み」「大阪コロナ追跡システム」の配布をすること。

## 大阪コロナ追跡システム

ご協力をお願い

### ■大阪コロナ追跡システムとは

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことが目的
- ・施設等の利用の際にQRコードからあなたのメールアドレスを登録
- ・あなたが登録した日と同じ日に施設を利用された方に感染が確認された場合、**注意喚起のメールを送信**
- ・ご自身に感染が判明した場合は、登録したメールアドレスと発症日等のご連絡をお願い致します。登録した施設等の利用者に注意喚起メールが発信されます



### ■登録の方法 登録は3ステップです。

1. スマートフォン等でQRコードを読み取る。
2. 入力フォームにメールアドレスを入力する。
3. 登録確認メールが届く。

登録確認メールが届かない場合は登録できていない可能性があります。  
 お手数ですが再度ご登録をお願い致します。

### ■ご注意ください

- ◆入力が必要な事項はメールアドレスのみです。
- ◆同じ場所であっても訪問するたびに読み込んで登録してください。

QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

キャンピィだいたう（大東市立野外活動センター）



### ■利用者様へのお願い

- ・体温が37.5℃以下ある場合や、風邪の症状がある場合など、体調が変れない際のご利用はご遠慮ください。
- ・ご来館前の検温およびご来館時のマスク着用にご協力をお願いします。
- ・ご来館時に、大阪コロナウイルス追跡システムにご登録頂きます。（登録が不可解である場合は、氏名・お電話番号・住所を記載頂きます。）
- ・建物では、お客様同士の接触をなるべく避け、対人距離を1m以上確保して頂きますようお願いいたします。

### ■新型コロナウイルスの感染防止の取り組み

- ・職員はマスクを着用しております。
- ・館内各所に手指用の消毒液を設置しております。
- ・テーブル、椅子、自然物等、貸出テント等は利用者の方が入れ替わる前後消毒するなど、施設内様および物品の清潔の維持を強化しております。

### ■新型コロナウイルスによる感染症の場合

- ・こちらから電話の連絡をさせていただきます。
- ・送付申請書をご提出いただきますと全額返金いたします。（振込手数料も当方で負担いたします。）

また、事務局（青少年ルーム）へご来館の際は、三密を避けるため、上記のQRコードやお電話から来訪予約のご協力をお願いいたします。



ご来館の皆様安心してご利用頂けますよう配慮して参りますので、よろしくお願い致します。皆様のご利用をお待ちしております。

上記の内容は、2020年6月1日時点での取り組み事項です。  
 今後の新型コロナウイルスの状況で取り組み内容が変更になる場合がございます。  
 利用者のみならずのご理解、ご協力をお願いいたします。

### お問い合わせ先

大東市立野外活動センター 施設管理科 総務NPO法人 大東市青少年委員会 事務局  
 TEL: 072-874-5165 受付時間: 12時～17時（第2木曜日は休館）

## 令和2年度の熱中症予防行動

環境省  
 厚生労働省  
 令和2年5月

### 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

#### 1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をごまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する

#### 2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

#### 3 ごまめに水分補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

#### 4 日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

#### 5 暑さに備えた体作りをしましょう

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



新型コロナウイルス感染症に関する情報：  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)  
 熱中症に関する詳しい情報：<https://www.wbgt.env.go.jp/>



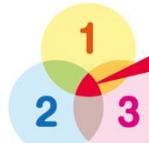
### 新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

## 3つの密を避けましょう！

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所がクラスター（集団）発生リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ 検索



## Ⅶ. 主催・自主事業参加対象者への取り組み

YS・JL・DAC・リーダー養成事業に関わる参加者の全保護者等に対して新型コロナウイルス感染予防の取り組みについて周知の徹底に努めること。

令和2年7月吉日

保護者 各位

認定 NPO 法人大東市青少年協会  
理事長 川崎 果林  
リーダー養成事業担当  
大東市立野外活動センター  
館長 中田 葉子

### キャンプにおける新型コロナウイルス感染症対応について

平素は NPO 法人大東市青少年協会の活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行により全ての活動を自粛してきましたが、5月下旬の緊急事態宣言解除に伴い大阪府下の野外活動が段階的に再開されることとなりました。これにより、当協会では9月より、キャンプ活動を実施させていただきます。活動再開にあたり、以下の通り活動時の新型コロナウイルス感染症対応を実施します。活動に関して、疑問や不安に思われることがありましたら、ぜひお知らせください。リーダー達が安全に、学び・集える場所づくりに取り組んで参ります。

#### 【参加者の皆様をお願いしたいこと】

- ① 事業当日、集合時の検温を行います。37.5℃以上の発熱がある・咳などのかぜの症状がみられる場合保護者の方に、連絡させていただきますので、お迎えか帰宅の支持をお願いします。当日の朝、お子様に少しでも体調不良が見られる場合は、参加を控えるようお願いいたします。
- ② 活動中にマスクを着用しますのでご持参ください。集合時からマスクの着用をお願いします。  
※活動中は原則マスク着用ですが、熱中症防止のため野外での活動中は、職員が気温やリーダー達の体調を観察し適宜マスクを外す指導を行います。また、例年通り常に水分や塩分が補給できるよう手配します。
- ③ 活動中は手洗い・アルコール消毒を徹底します。アトピーなどでアルコール消毒等が難しい方は、ご相談ください。
- ④ 期間中、体調不良の場合は連絡させていただきます。迎えに来ていただくこともありますのでご在宅ください。
- ⑤ もし近親者に濃厚接触者が出た場合、濃厚接触者でない方が、至急お迎えに来てください。

#### 【当団体が実施・配慮すること】

大東市の野外での新型コロナ感染拡大防止基準をもとに活動を行います。

- ① 集合時、担当者が随時検温を実施します。
- ② 移動や登山する時は、マスクは着用しません。間隔をあけて移動や登山を行います。
- ③ 基本は『密集・密接・密閉』を避けるため野外で活動します。  
但し、炎天下での長時間の活動を避けるため、200名収容可能な集会室を100名定員で、換気を行いつつ休憩場所・避難場所として準備します。
- ④ 活動に入る前に、コロナ感染のリスクを避けるため、『手洗い手指消毒』『咳エチケット』等注意する事項を、参加者とリーダーで確認します。
- ⑤ マスク着用の際は、熱中症のリスクに注意し、常に水分や塩分が補給できるよう手配します。適宜間隔を空けた休憩時間を設けます。
- ⑥ 場内には常に手指の消毒ができるように、消毒用のアルコールを設置します。

## VIII. スタッフに係る対応等

### 1 基本的な考え方

#### (1) 感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、咳エチケット、手指衛生等に加え、

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件（3つの「密」）が同時に重なる場を避け、できる限り「ゼロ密」を目指すこと。

館長・事務局長及びスタッフそれぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底（下記「2 職場内での感染防止行動の徹底について」参照）について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策を検討すること。

<参考>人との接触を8割減らす、10のポイント（厚労省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000624038.pdf>

#### (2) スタッフの日々の健康観察

スタッフは、毎朝、体温を測定しp13「スタッフ健康観察表」への記録を行い上長へ報告を行うこと。館長・事務局長は、発熱等かぜ症状のある場合には出勤を控えることを指導し、スタッフの日々の健康状態の把握に努めていくこと。

### 2 職場内外での感染防止行動の徹底について

次のとおり、館長・事務局長は、基本的な行動を徹底し、事務所などにおける「3つの密」を避ける環境づくりや、スタッフが一堂に会する会議を抑制するなど、改めて留意していくこと。事務所内で十分なスペースを確保できない場合は、空き部屋を活用してスタッフが分散勤務をすることも考えられる。

#### (1) 職場内での感染防止行動の徹底等

①換気の徹底等：「密閉」空間にしないよう、こまめな換気をおこなう。

・職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上（30分に一回以上、数分間程度）窓を全開すること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

・扇風機や換気扇を併用するなどの工夫をすれば、換気効果はさらに上がる。

②接触感染の防止：「密集」しないよう、人と人の距離を取る。

・事務所等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1~2メートル）

し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにすること。

・職場でスタッフが触れることがある場所・物品・機器等（例：ドアノブ、スイッチ、電話、パソコン、コピー機等）について、1日1回以上消毒を実施すること。

・石けんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。

・入手可能な場合は、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付け、使用すること。

・訪問者等に対し感染防止措置への協力を要請すること。

③飛沫感染の防止：「密接」した会話や発声を避ける。

・対面での会議や面談が避けられない場合には、距離（1m以上）を保ち、マスクを着用すること。

・スタッフ一人ひとりが、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットを徹底すること。

・風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫を行うこと。

・職場においては、人と人との間に距離を保持（1m以上）すること。

・電話、電子メール等の活用により、スタッフが集まる集合形式での会議等をできる限り回避すること。やむを得ず、集合形式となる場合には最少の人数にしぼることや広い部屋で行うなどの工夫を行うこと。また、会議内容を全体で共有する必要がある場合は同様にメール等を活用すること。

・食事をとる際の感染防止のため、昼休み等の休憩時間をずらしたり、座る位置の間隔を開けるなどの措置を講じること。

・その他密閉、密集、密接となるような職場の状況を改善することを検討すること。

④一般的な健康確保措置の徹底等

・疲労の蓄積につながることから長時間の時間外勤務を行わないこと。あわせて、適切な勤務時間管理に留意すること。

・スタッフ一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。

・職場において、スタッフの日々の健康状態の把握に努めること。

## (2) 通勤・出張に関する感染防止行動の徹底等

### ①接触感染の防止

・出勤・帰宅時、飲食前の石鹸による手洗いや、入手可能であれば手指のアルコール消毒を徹底すること。

### ②飛沫感染の防止

・咳エチケットを徹底し、マスクを着用すること。  
・多くの人が公共交通機関に集中することを避ける、職場内のスタッフの密度を下げる等の観点から、勤務時間の割振り変更のほか、可能な場合には公共交通機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。

## (3) テレワーク（在宅勤務）の活用

・職場や通勤・出張での感染防止の観点から、校務運営に支障をきたさない範囲で活用すること。

## 3 かぜ症状等を呈すスタッフへの対応について

### (1) 基本的な考え方

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通のかぜと見分けがつかないことから、発熱、咳などのかぜ症状がみられるスタッフについては、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えて対応を行うこと。特に、高年齢スタッフ、基礎疾患があるスタッフ、免疫抑制状態にあるスタッフ、妊娠しているスタッフについて配慮すること。

### (2) 感染が判明又は濃厚接触者と認定された場合

・①スタッフの感染が判明又は濃厚接触者と認定された場合、②スタッフの同居家族が濃厚接触者と認定された場合は、当該スタッフを職場には出勤させず、その場合は休業手当を活用することで対応するものとし、その間の外出自粛を勧奨すること。  
・②の場合において、休業手当を取得することができる期間は、当該同居家族の症状を踏まえ必要と認められる期間となる。

### (3) 発熱等かぜ症状が見られる場合

・③スタッフに発熱等かぜ症状が見られる場合、④スタッフの同居家族に発熱等かぜ症状が見られる場合は、当該スタッフを職場には出勤させず、その場合は休業手当を活用することで対応するものとし、その間の外出自粛を勧奨すること。  
・④の場合において、休業手当を取得することができる期間は、当該同居家族の症状を踏まえ必要と認められる期間となる。

## 4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

館長・事務局長は、スタッフが、新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者及びPCR検査の対象者（以下「陽性者等」という。）に該当した場合には生涯学習課へ報告することや、保険福祉センターに相談すること及びスタッフが陽性者等になったことをもって不利益な取扱いや差別等を受けることはないことを、あらかじめスタッフに対して周知しておくこと。また、スタッフに新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応については、つぎのとおりとする。

### (1) スタッフに感染陽性者（濃厚接触者等を含む）が出た場合

それぞれの状況をふまえ、館長・事務局長は保険福祉センターに相談し、生涯学習課担当と協議のうえ、対応について決定する。

### (2) 新型コロナウイルスへの感染、もしくは感染の疑いによりPCR検査を受検することになった場合

速やかに生涯学習課担当へ報告をすること。

## 5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

館長・事務局長等においては、「新型コロナウイルス感染症について」（厚生労働省ホームページ）等を確認し、最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を教スタッフに周知すること。

<参考>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(厚労省 HP)

## IX. 感染症流行期におけるスタッフのメンタルヘルスについて

新型コロナウイルスの感染症拡大を防止するため、休業措置をはじめ、さまざまな行動の制限、社会的接触の制限が求められてきたことから働き方の変化によるストレスを感じる一方、感染への不安やストレスを抱えながら働いている人も増えている。加えて様々な情報から生じる過度の不安や気分の落ち込み、意欲減退、不眠などのからだのサインを無視し、放置し続けると「うつ状態」になる可能性がある。いま、個人として何ができるのか、また、組織としてどんな対策を取ったらいいか以下、参考にしてスタッフのメンタルヘルス対策に取り組むこと。

### (1) スタッフ向け：セルフケアについて

- ・家にいなければならないときは、健康的な生活習慣を心がける
- ・社会との接点を大切に。 (家族や友人との電話やメール)
- ・不安をあおるようなマスコミ報道を見聞きするのは少なくし、信頼できる情報にアクセスする。
- ・飲酒、喫煙、薬物でストレスを紛らわせない。

## X. 関係各所連絡先

### 新型コロナウイルス感染症に関すること

相談先	電話	ファクス	受付時間	相談内容
1.大東市新型コロナウイルス感染症コールセンター（大東市地域保健課内）	072-875-2745	072-874-9529	午前9時～ 午後5時30分	・感染予防の方法、2次感染の予防についてなど、市民の新型コロナウイルス感染症に対する相談全般 ※相談内容によっては、府の相談窓口をご案内することがあります。
2.新型コロナ受診相談センター	06-7166-9911	06-6944-7579	24時間対応	・発熱等による病状や受診、ウイルス検査等の相談について
3.大阪府民向け	06-6944-8197	06-6944-7579	午前9時～ 午後6時	・新型コロナウイルス感染症の全般に関する相談
4.厚生労働省	0120-565653		午前9時～ 午後9時	

# 事業用健康観察表

( ) キャンプ

( ) 班 名前 ( )

	例	1 集合	2 就寝	3 起床	4 解散
ひ 日にち	6 / 1	/	/	/	/
ようび 曜日	水				
たいおん 体温	36.0 度	度	度	度	度
せき	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
いのどの痛み	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
はなみず はな 鼻水・鼻づまり	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
たいちよう 体調 (いきぐる 息苦しき・だるさ等)	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい
ほか その他 (におい・味がしない 筋肉痛、頭痛、嘔吐、下痢等)					
グループリーダー サイン					
スタッフサイン					

## 消毒すべき箇所の例

手指が良く触れる場所を清潔に保つことが大切であり、下記の例を参考に、消毒すること。  
特に、プラスチックや金属のツルツルした表面では、ウイルスが数日間（24 時間～72 時間）生存できるとされているので、注意すること。

1 日 1 回以上消毒する箇所【特に多くの利用者やスタッフが手を触れる場所や共用物】	
<p>(施設全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドア、窓等のノブ・取っ手</li> <li>・ 手すり</li> <li>・ 照明等のスイッチ</li> </ul>	<p>(トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗面台</li> <li>・ 便器の蓋・便座等</li> <li>・ 水洗流水レバー等</li> <li>・ ウォシュレットの操作ボタン</li> <li>・ 床 等</li> </ul>
使用状況等に応じて消毒する箇所【手を触れることが稀な場所や使用者が特定される物】	
<p>(施設全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 靴箱の取っ手・靴ベラ</li> <li>・ インターフォンのボタン</li> <li>・ カーテンやブラインドで手がよく触れるところ</li> <li>・ 水道の蛇口・流水レバー・シャワーヘッド、ホースの持つところ等</li> <li>・ モップ等の清掃用具等</li> </ul> <p>(館内等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 机・椅子</li> <li>・ 共用パソコンのキーボード・マウス等</li> <li>・ 共用タブレット PC</li> <li>・ 共用の本・辞書等</li> <li>・ 共用の筆記用具等</li> <li>・ 共用の教材、器具等</li> <li>・ 貸出備品等</li> </ul>	<p>(事務所等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AIR レジの表面</li> <li>・ 教室の鍵等</li> <li>・ キャビネット、ファイルボックス等のノブ・取っ手</li> <li>・ 机の作業面</li> <li>・ 椅子のひじ掛け・背もたれ</li> <li>・ 電話機・携帯電話</li> <li>・ パソコンのキーボード・マウス等</li> <li>・ タブレット PC、電卓等</li> <li>・ リモコン</li> <li>・ ファイル・本等</li> <li>・ 共用のポット、冷蔵庫の取っ手</li> <li>・ 洗濯機</li> <li>・ 共用の布きん等</li> <li>・ ロッカーの取っ手</li> <li>・ 共用の事務用具等の備品等で手に触れるものすべて</li> </ul>